

『新わたしたちのまちづくり』

～No.11～

○白地地域の建築形態規制について

横芝町で建築物を建てる際には確認申請が必要となっており、敷地に対する建築物の大きさについての制限（建ぺい率、容積率等）が定められています。

既にお知らせしておりますように、用途地域が定められていない地域（白地地域）について、横芝町の土地利用に合った規制を改めて選択し、設定することとして検討・調整を行ってまいりましたが、先に行われました案の縦覧（1月27日から2月7日）及び、説明会（2月2、3日）の結果を踏まえ、下記改正案のとおり千葉県建築指導課へ提出することとなりました。

今後は、千葉県建築指導課において作業が進められ、平成16年5月に決定される予定です。

◎改正内容

内 容	現 行	改 正 案
容 積 率	4 0 0 %	2 0 0 %
建ぺい率	7 0 %	6 0 %
斜線制限	道路斜線 勾配 1.5	道路斜線 勾配 1.5
	隣地斜線 3 1 m + 勾配 2.5	隣地斜線 2 0 m + 勾配 1.2 5

○全県域污水適正処理構想の作成について

千葉県では、県全域を対象とした污水適正処理構想を平成8年度に策定しておりますが、今回、各市町村の現状や意見を聞きながら、構想を見直すこととして作業を行っております。

横芝町でも、将来の污水処理の方式（下水道、農業集落排水、合併浄化槽等）について、県から示された基準を基に検討をすすめております。

今後、皆様のご意見を伺いながら横芝町の方針を策定したうえで、千葉県へ提出することとしておりますので、ご意見をお聞かせください。

※検討内容

- ①污水処理方式について
- ②各方式の処理区域について
- ③区域外となる地域について
- ④その他

※問い合わせ先：横芝町都市整備課・都市計画係
 電 話 0 4 7 9 - 8 2 - 8 8 1 9
 F A X 0 4 7 9 - 8 2 - 5 3 4 2
 Eメール toshi@town.yokoshiba.chiba.jp